

測量調査業務委託仕様総括

本業務を受注した者は、新潟県土木部が定める「測量・設計・調査業務委託標準仕様書」に準じて、仕様書及び設計図書のほか、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号。）により、関係法令を遵守し業務を実施するものとする。

測量調査業務委託仕様総括表

本業務に関連する調査等が生じ、発注者（監督員含む）から指示があった場合において受注者は調査等に協力するものとする。

この他、以下の事項に留意して業務を行うものとするが、現時点で不明の点及び業務実施に伴い変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

1. 本業務に関連する業務または調整を図る機関について

- (1) 関連する別途発注業務委託（ －－－－－ ）
- (2) 業務の時間的制限（ －－－－－ ）
- (3) 特別な関係機関協議の必要（ －－－－－ ）
- (4) その他

2. 本業務実施において貸与する物品について

貸与品（ －－－－－ ）

3. 用地（借地）及び地元調整等について

- (1) 用地（借地）の未処理箇所（ －－－－－ ）
- (2) 近接作業制限（ －－－－－ ）
- (3) その他

4. 成果品の納入及び納入方法について

- (1) 報告物品及び提出部数 ※設計業務の成果と兼ねて差し支えない

物 品 名	提出数	仕 様 等
報告書	1	
報告書電子成果	1	PDF及びワード又はエクセル
図面	1	報告書に添付（設計済のもの）
図面原図（電子データ）	1	CADデータで提出（SFC）
図面縮小版（A3用紙程度）	1	

- (2) その他（特記事項）：要協議

5. 打合せ協議について

本業務においては、次のとおり打合せ協議を予定している。第1回打合せがある場合において、受注者は契約後速やかに監督員と協議して打合せ日程を決定するものとする。

なお、立会い欄に印がある打合せ協議については、主任技術者が立会うものとする。

打合せ協議	回 数	立会い	備 考
第1回打合せ	1	○	
中間打合せ			
成果品納入時	1	○	

用地調査等特記仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この特記仕様書は、地デジ放送中継施設用地測量業務委託に係る用地測量業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 「用地調査等共通仕様書」（新潟県土木部）（以下、「共通仕様書」という。）及び、「新潟地方法務局土地建物実地調査要領」（以下「土地等調査要領」という。）によるほか、この特記仕様書により実施する。

(場 所)

第2条 業務位置は、魚沼市 大沢・池平 地内で別添位置図に示すとおりとする。

(一般事項)

第3条 契約書、共通仕様書及び土地等調査要領に示す以外の一般事項は、次のとおりとする。

- 一 測量作業計画については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るものとする。
- 二 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- 三 本業務受注時、成果品提出時及び必要に応じて中間時に、監督員が指定する登記嘱託員（以下「嘱託員」という。）と協議するものとする。
- 四 成果品は、嘱託員の検収により不合格等の判断を受けた場合は、速やかに修正し再提出するものとする。

第2章 用地調査等の基本処理方法

(業務計画書の提出)

第4条 主任担当者は、業務着手に先立ち、速やかに業務計画書を作成し、主任監督員の承認を受けるものとする。

2 作業計画書には、次の内容を記載又は添付するものとする。

- 一 作業工程表
- 二 各業務項目別業務従事者名簿
- 三 使用機材と検定書（電子計算機の場合、使用プログラム申請書又は国土地理院発行証明書）
- 四 連絡体制（滞在の場合は、滞在先を明記）
- 五 安全対策（緊急時の連絡先を含む。）

(支給材料)

第5条 共通仕様書第16条第3項の特記仕様書によるものとは、別紙支給品材一覧表のとおりとする。

- 2 戸籍簿及び住民票の謄本は、必要に応じて、監督員から交付を受けるものとする。
- 3 支給材料については、原則として複写転載を禁ずるものとし、汚損、紛失等ないよう取扱いについては十分注意しなければならない。
- 4 支給材料は、成果品提出時に一括して返納しなければならない。

(業務打合せ簿の作成)

第6条 受注者は、監督職員との打合せの中で重要事項は、業務打合せ簿に記録し、監督職員の確認を受けるものとする。

(成果品の仮提出)

第7条 受注者は、業務の途中であっても発注者から成果品の提出を求められた場合は、仮提出をしなければならない。

(成果品)

第8条 成果品は、用地測量及び権利調査については極力一冊とする。また、電子媒体（CD-R）で1部提出するものとする。ただし、電子媒体を提出する際はウィルスチェックを実施したうえで提出すること。なお、原図は図面筒に入れて提出するほか、スキャンした電子データを提出するものとする。

(用地測量の面積計算)

第9条 用地測量の面積計算は座標法によるものとする。

第3章 権 利 調 査

(権利者の確認調査)

第10条 共通仕様書第43条第2項第二号に定める権利者に相続が発生しているときの相続関係は、原則として土地登記簿名義人から相続人の範囲を確定できるまでの作業とする。

第4章 用 地 測 量

(境界立会い)

第11条 共通仕様書第52条第1項に定める境界立会いが完了したときに、立会人全員に立会謝金受領書への捺印又は拇印を求めるものとする。

ただし、立会人が立会謝金受領書へ捺印又は拇印を拒否した場合は、監督員に報告し、その後に処置について指示を受けるものとする。

2 共通仕様書第40条第1項第3号でいう標識は、プラスチック杭（材質：合成樹脂杭等永続性があるもの、規格4.5×4.5×45cm）又は金属鋌（規格頭部径15mm）とする。

(復元測量)

第12条 復元測量とは、境界確認において境界点を確認する上で、管轄登記所の地積測量図その他参考資料により境界点の復元を行う作業であり、次の各号の場合に行うものとする。

- 一 境界確認の事前に、所管法務局に存する地積測量図及び地役権図に基づき境界点の復元を行う。
- 二 調査区域が国土調査又は土地改良済の場合、地図及び参考資料に基づき境界点の復元を行う。
- 三 既に用地調査済の地域内について、境界点の復元が必要な場合には、貸与された資料に基づき境界点の復元を行う。

(永久境界埋設)

第13条 永久境界埋設とは、用地管理のために用地幅杭をコンクリート杭（12×12×120cm）に替えて永久境界杭として埋設する作業をいう。

第5章 個人情報の適正な取り扱い

(個人情報)

第14条 受注者は、本業務の実施により知り得た情報を本業務以外に使用又は公開してはならない。

第6章 定めなき事項

(定めなき事項)

第15条 この特記仕様書に定めなき事項または、本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。